

水害・土砂災害に強い地域づくり協議会とは

1. 滋賀県流域治水の推進に関する条例について

◎本条例は、平成 26 年 3 月 31 日付けで公布・施行され、第 33 条に「水害に強い地域づくり協議会」を組織することができる」と位置づけられた。

【条例抜粋】

(水害に強い地域づくり協議会)

第 33 条 県、関係行政機関および地域住民は、第 13 条第 1 項に規定する浸水警戒区域の指定に関する事項その他の地域における浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策に関する事項について協議するため、水害に強い地域づくり協議会を組織することができる。

◎どのような洪水にあっても、

- ①人命が失われることを避け（最優先）、
- ②生活再建が困難となる被害を避けること

を目的としている。

⇒より具体的な取組を一層推進することが必要。

2. 協議会の活動概要

◎河川、湖沼、水路等で、万一氾濫が生じた場合にも、人命を最優先とし、したたかに反応して氾濫被害を最小化できる地域社会づくりを目指す。

◎市町・県・国が協働し、必要な調査・検討を行い、学識経験者や委員からの助言のもと、地域特性に応じた適応策を実施する。

◎検討項目は、各市町の担当者からの提案課題により、実務に即したものとする。